

第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第7回） 会議録

- 1 会議名 第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第7回）
- 2 日時 令和2年8月6日（木）午後7時から午後8時45分
- 3 会場 東久留米市役所7階 701会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、境委員、岡本委員、齋藤委員、北村委員、中島委員、篠宮委員、島崎委員、堀江委員、長尾委員、中谷委員、森田委員、秋山委員 以上13名
- 5 欠席委員 熊野委員（副会長）、 以上1名
- 6 事務局 小堀福祉保健部長、田中介護福祉課長、松下係長・桑原主任・木造主事（以上、保険係）、森山係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、厚澤主査
- 7 傍聴人 1名
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料の確認
 - (3) 議題
 - 議題1 地域包括支援センターの運営実績等について
 - 議題2 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について③
(事業所アンケート調査の実施について（報告）)
 - 議題3 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について④
(計画策定スケジュール、計画の骨子等について)
 - 議題4 地域包括支援センターの今後のあり方について⑤
 - 議題5 地域密着型サービスの整備等について（報告）
 - 議題6 高齢者福祉・介護保険分野における新型コロナウイルス感染症に対する対応等について（報告）
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料

- 資料 1 - 1 東久留米市地域包括支援センターの運営実績等について
- 資料 1 - 2 令和 2 年度事業計画（東部地域包括支援センター・中部地域包括支援センター・西部地域包括支援センター）
- 資料 2 - 1 事業所アンケートの実施について（報告）
- 資料 2 - 2 東久留米市 介護保険事業推進に関するアンケート調査（介護保険サービス提供事業所向け）
- 資料 2 - 3 事業所アンケートの速報値について
- 資料 2 - 4 介護サービス事業所アンケート調査速報値一覧
- 資料 3 - 1 第 8 期（令和 3 年度～5 年度）計画の記載内容の骨子（案）について
- 資料 3 - 2 第 8 期計画作成に向けたスケジュール案
- 資料 4 - 1 東久留米市地域包括支援センターの現状と課題（案）【再掲】
- 資料 4 - 2 第 7 期 東久留米市介護保険運営協議会（第 6 回）会議録（抜粋・要点筆記版）
- 資料 5 東久留米市の地域密着型サービスの整備等について
- 資料 6 新型コロナウイルス感染症に係る対応等について
- 参考資料 1 第 7 期東久留米市介護保険運営協議会委員名簿

1 0 第 7 期 東久留米市介護保険運営協議会（第 4 回）

- (1) 開会（省略）
- (2) 配布資料の確認（省略）
- (3) 議題

議題 1 地域包括支援センターの運営実績等について

【会 長】 それでは議題 1 について、事務局より説明がある。

【事務局】 はじめに、本日は東部、中部、西部の各地域包括支援センター（以下「包括」という。）の職員が本協議会に同席している。質問等の内容については、必要に応じて包括職員より説明する。それでは、資料 1 - 1 に基づいて説明する。まず、資料中「東久留米市地域包括支援センターに係る公正・中立性に関する評価基準（令和 2 年度）」は、同評価基準に基づき、令和 2 年 3 月末を基準日として各包括で実施した自己評価である。資料の 1 ページの評価表を見ていただきたい。設置状況、情報管理、広報活動、介護予防ケアマネジメントの 4 分野について評価項目は 5 項目となっており、確認欄に丸印を付けること

で評価する仕組みとなっている。各包括の評価を見ると全項目に達成の項目に丸印が付いており、未達成に丸印が付いている項目はなかったことから、一定の公正・中立性が保たれていると評価できる。次に、各包括の収支決算の状況については、各包括の収支計算書を掲載している。3ページが東部包括、7ページが中部包括、13ページからが西部包括となっている。運営実績等の説明については以上である。

続いて資料1-2、各包括の事業実施に際し、年度当初に事業計画の提出を依頼しているが、それがこの資料である。評価項目は大きく8つに分けて、それぞれの項目ごとに目的と目的を達成するための具体的計画、期待される効果について記載している。今年度は3包括同様の契約内容を委託していることから、目的は統一した内容で記載している。また、計画に当たっては、前年度の計画の評価を参考にするとともに、市担当者と専門職の各種連絡会にて事業の課題や方向性を共有し、計画に生かしていけるようにしている。年間の予定としては、10月に各包括から事業計画に対する自己評価の提出があり、自己評価を基に11月にヒアリングを実施し、12月に市による評価を実施している。

それでは、資料1-2に沿って、各包括の事業計画方針と今年度の重点的に取り組む事業について報告する。資料1ページ、東部包括の計画の事業計画書方針としては、毎日ミーティングを行い、全員がケースについて把握、検討を行い、早急に対応していく。東部包括は2か所に事務所が分かれているため、ズームを使用してお互いのケースについての報告、検討を行うこと、職員の負担を考え、困難・虐待ケースは基本2人体制で行うことなどが記載。今年度重点的に取り組む事業としては、まず1つ目は、権利擁護事業、高齢者虐待の防止と養護者の支援が挙げられている。課題として、虐待ケースを個人で抱え込んでしまうことで、ほかの職員が把握出来ないことが挙げられており、その理由は、ケースが滞ってしまい方向性が決まらず、結果、終結に至ることができないからと分析している。計画の概要としては、週に1回ミーティングを行い状況を確認するとともに、担当はケースの進捗状況を報告する、としている。次に、重点的取組みの2番目としては、包括的・継続的ケアマネジメント事業における、介護支援専門員による個別支援が挙げられている。課題としては、特定事業所加算をとっている事業所の管理者からの困難ケースについての相談が少ないことが挙げられている。理由としては、事業所内でケースの相談ができていないこと、ケアマネジャーがアセスメントと支援できていないことに気付いていないことなどが挙げられており、計画の概要として、特定事業所加算を取っている事業所とそうでない事業所に分けて、ケアマネサロンを開催してケアマネ支援を行っていくことが

記載されている。東部包括の計画書の詳細については2ページ以降に記載している。

次は9ページ、中部包括について。事業計画書の方針としては、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、福祉のサービスを一体的に提供し、全ての世代で支え・支えられる地域を作ることが重要であるという考えの下、介護保険サービスだけではなく、多様な社会資源を本人、家族が活用できるように、関係機関や地域と連携を図っていくとともに、社会資源や生活支援の担い手を発掘及び養成し、地域住民が社会的な役割を担うことで、介護予防や生きがいにつながるように支援していきたい、とされている。また、相談件数の増加に伴い、困難・虐待ケースの件数も増加していることから、地域の住民にとってワンストップの相談窓口機能を果たす包括の運営が安定的・継続的に行われていくことができるよう、包括の体制を整備していきたい、としている。今年度重点的に取り組む事業としては、まず、総合相談事業の中のみまもりネットワーク事業が挙げられている。地域における人のつながりの希薄化や近所付き合いの減少によって、高齢者の孤立の問題が顕在化しているが、地域の現状についての情報共有、考える機会が設けられていないため、地域住民に困りごとが認識されていないことが、課題として挙げられている。その理由としては、自治会や老人会等と直接接し、意見交換する機会や仕組みが少ないこと、各種関係機関と十分に連携できていないことが挙げられている。計画の概要としては、年2回の地域ケア推進会議で地域の現状や課題を把握し、地域住民と課題を共有すること、年2回のみまもり連絡会のほか、適宜必要に応じて協力員や協力機関との情報交換の場を設けること、多様な活動主体が連携し、地域全体で見守りができるように、見守りのネットワークを整備すること、住民や関係機関が顔見知りになることで、緩やかな見守りにつなげていくことが挙げられている。次に10ページ、重点的に取り組む事業の2つ目として、認知症地域支援・ケア向上事業が挙げられている。課題としては、エリア内にある2か所の認知症カフェが機能していないこと、理由としては、スタッフの負担が大きく、休止中のグループや創設当時の担当者が異動となり、求心力を失い、モチベーションの低下が見られるグループがあり、当初の計画どおりの運営が継続できていないことが挙げられている。計画の概要としては、運営者自らが考え、適切な解決方法を模索していけるよう、定期的にミーティングを重ね、方向性を確認する、運営に協力していただける地域住民を募る手伝いや、近隣の自治会・老人会・民生委員等、地域の中で要となる方との橋渡しを行い、カフェの継続を支えていくことが挙げられている。11ページ以降は、計画の詳細を掲載している。

次に15ページ、西部包括について。事業計画書の方針は、認知症や介護状態等、どんな状態になったとしても、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう基盤作りを昨年から引き続き継続して行うこと、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、同様の形で事業を継続していくことは困難であり、新しい生活様式を意識し、その中から何ができるか模索していく1年になる、とのことである。また、この劇的な環境の変化が高齢者にどのように影響を与えているかについて実態を調査し、そこから対策を検討していく、としている。総合相談、高齢者虐待対応等については、より一層の問題の複雑化が予想されるため、制度や条例、最新情報等に留意しながら各関係機関との連携に努めていきたい、とのことである。次に、今年度重点的に取り組む事業について。1つ目としては、生活支援体制整備事業が挙げられている。前年度、地域ケア個別会議や相談履歴から、IADLの低下や、未経験であることで家事ができないことによる家事支援の介護保険サービス利用が散見されたことが、課題として挙げられている。理由としては、介護保険サービス以外に代替になるものがあまりないことが挙げられており、計画の概要としては、訪問介護事業所とタイアップし、訪問介護事業所の持っているノウハウを生かしながら、家事レベルアップ教室の開催を目指すことが挙げられている。2つ目の事業としては、権利擁護事業、高齢者虐待の防止と養護者支援が挙げられている。マニュアルに基づいたコア会議の開催や関係者会議の開催がなおざりになったり、経過記録や帳票類の提出が遅れがちになったりしていることが課題として挙げられ、理由としては、訴訟問題等に発展した際に、それに耐え得る整備が不十分であることが挙げられている。計画の概要としては、社会福祉士、センター長を中心に、虐待対応の進捗を管理していくことが挙げられており、具体的には、虐待案件が発生後、作成した帳票類を所内で回覧する、社会福祉士が帳票を確認し、進捗管理表に取りまとめていく、帳票どおりの動きになっていない場合は、社会福祉士から速やかに対応するように促す、月報作成時にセンター長より担当に向け、記録の提出を促すことなどが記載されている。17ページ以降に、計画の詳細を記載している。

以上、包括の事業実施については、市でも各包括からの評価報告、予算・決算書の提出、事業の進捗や課題の確認を行い、事業が適正かつ効率的に運営されるよう務めていく。報告は以上である。

【会 長】 これについて質問、意見等はあるか。

【委 員】 私は他の事業所で虐待防止委員を務めているが、高齢者虐待の事案が増えてきているように感じているため、各包括の体制について伺いたい。東部包括の事業計画書

では、虐待ケースは原則2人体制で対応するという記載があったが、他の包括における虐待防止に係る担当の有無及び今年度において担当者を決めているか。

【東 部】 虐待・困難ケースについては基本的に、医療者、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種が関わっているが、担当自体は2人体制をとっている。担当が1人しかいなかった場合、何かあったときに担当がいないと対応ができなくなることから、担当同士で相談しながら2人体制で訪問するなど、職員の負担を考慮しつつ、現在の人員で効率的かつ利用者のためにもなるよう、工夫をして事業を展開している。

【中 部】 メインの担当者は1人としているが、ケースに応じて3職種のどの職種が関わるのがふさわしいか、サブで担当して対応していくのか等を勘案し、複数の担当者の目を入れて対応している。

【西 部】 メイン担当は1人だが、事実確認等の重要な確認事項などに関しては必ず2人体制で行っている。また、担当が不在だと分からないというのでは困るので、必ず所内でのミーティング等を通じて情報共有をすることとしている。

【委 員】 もう一つ、虐待対応の関係で、ケースに対する確認事項のチェック表であるとか、業務に当たってのマニュアル等を整備されているかどうか伺いたい。

【東 部】 虐待のケースに関しては、3包括共有の帳票があり、必ず帳票の受付票から始め、コア会議での検討を経て対応を進めていくという流れで、マニュアルに沿って進めている。

【委 員】 了解した。

【会 長】 ほかに何かあるか。

【委 員】 中部の計画、10ページのところで、認知症カフェが機能していないというところの理由として、「スタッフの負担が大きい」という記載があるが、具体的にはどういったところが負担となっているのか。

【中 部】 デイサービスや特養のスタッフが、休みの日に対応に当たっていた。3年経って、スタッフの負担が大きくなり、やり方を考えていかなければならないという岐路に立っている。スタッフの負担軽減を図りつつ、今後の対応を考えている。

【会 長】 ほかに質問等はないようなので、次の議題に移る。

議題2 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について（事業所アンケート調査の実施について）

【会 長】 議題2について、事務局より説明がある。

【事務局】 資料2-1から資料2-4に沿って説明する。最初に、資料2-1「事業所アンケートの実施について（報告）」について説明する。アンケート調査の名称は、「東久留米市介護保険事業推進に関するアンケート調査（介護保険サービス提供事業所向け）」である。調査の目的は、第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「8期計画」という。）の策定に当たり、同計画に市内の介護保険事業所の現状や意見、要望や意向等を反映させることであり、調査の対象者は市内の介護保険サービスの提供事業者（全部で70事業者）である。実施方法は郵送による送付・返送、実施期間は令和2年7月17日発送、7月31日までにポスト投函という期限を設けている。なお、設問の内容の詳細は、資料2-2のとおりである。

次に、資料2-3「事業所アンケートの速報値について」。この速報値は、令和2年8月3日までに返信があったアンケートの回答について、各設問の回答を単純集計したものである。途中経過であり、3日以降に収受した回答票も含めた最終集計の結果とは数値等に変動があることに留意いただきたい。回収件数は70事業所中45事業所、有効回収率は64.2%である（いずれも8月3日時点）。

次に、集計結果である。単純集計の結果は資料2-4にまとめてあるが、集計結果の中から主な内容を抜粋して説明したい。まず、1「貴事業所の運営について、おたずねします」に、介護人材についての設問がある。資料2-4の2ページ（以下議題2の説明においてページ数は資料2-4のページ番号を指す）、問9に職員の定着についての設問があるが、この調査によると、「定着し安定している」と「たまに離職者がいるがほぼ安定している」が合わせて84.4%となり、「離職者が多く、不安定である」との回答は6.7%になっている。続いて、次の3ページ、問13、「人材を定着させるために取り組んでいること」としては、「希望を考慮した多様な勤務形態（短時間勤務、短日勤務、交代制勤務など）の導入」が82.2%、「職員同士の意見交換がしやすい職場環境づくり」が60%、「年次有給休暇等の取得の促進」が51.1%など、事業者ごとに介護人材の定着に向けた取組を実施していることがうかがわれる。

次に、2「サービスの質の向上について、おたずねします」の項目の4ページ、問1の介護の質の向上についての取組としては、まず「内部研修の充実」が62.2%、「事業所内での検討会」60%、「スタッフの資格取得への支援」60%などが多かった。4ページの間4の今後参加させたい研修を問う設問では、「介護技術・知識向上」が71.1%で最も多かったが、昨今のコロナ禍を反映してか、「公衆衛生・感染症対策」51.1%という

回答も多かった。また、「言葉遣いなどの接遇やマナー、身だしなみ」の57.8%、「リスクマネジメント」の42.2%など、ビジネス全般に関係する研修のニーズについては、4ページの間6、ここ3年間で受けた苦情の内容を問う設問の中で、「職員の接遇に関するもの」が37.8%となっていることとも関連して、多い回答だったと推測される。4ページ、問5の介護保険サービスに対する評価の実施についての設問では、5割の事業者が内部評価、外部評価のいずれかを実施、3割の事業者が今後の実施を検討しているとのことであった。

続いて、3「関係機関との連携について、おたずねします」について。5～6ページにかけて、問1の①から⑦、関係機関との連携についての設問では、利用者・家族、居宅介護支援事業所との連携はおおむね良好である一方、他の介護保険事業所、ボランティア・NPOとはあまり連携が取れていないと回答をする事業者もあった。また、包括、医療機関、行政との連携についても、「あまり連携を取れていない」と感じている事業所があることは、今後の課題であろう。なお、6ページの間4、かかりつけ医との連携につきましては、「取れている」と「まあまあ取れている」が合わせて55.5%だった。

次に、「今後の事業展開について、おたずねします」について。7ページ、問1の今後の事業展開を問う設問では、「現状維持の予定」が64.4%であり、新規事業の展開や既存事業の拡大を予定している事業者は併せて24.5%。また、7ページの間3、共生型サービスの提供意向についての設問では、1事業者が提供する準備をしており、11事業者が提供について検討しているという旨の回答があった。説明は以上であるが、その他設間に係る回答の詳細は、資料2-4の速報値一覧のとおりである。

【会 長】 これについて、質問・意見等はあるか。

【委 員】 6ページの間2、「他の法人等と連携して取り組んでいること」を問う設問に対し、「特になし」という答えが48.9%になっていることについて、今後、連携を深めていけるよう、掘り下げていただきたい。

【事務局】 意見として承った。

【会 長】 ほかにないようなので、次の議題に移る。

議題3 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について④（計画策定スケジュール、計画の骨子等について）

【会 長】 それでは続いて議題3について、事務局より説明がある。

【事務局】 議題3、第8期計画の記載内容の骨子案について、資料3-1に沿って説明

する。市では、社会保障審議会介護保険部会で提示された「国の基本指針（案）」において示された「第8期計画において記載を充実する事項（案）」を踏まえて第7期計画期間における事業の展開等を整理し、本市の地域性や各種アンケート結果等を踏まえ、8期計画の構成を検討した結果、以下のⅠからⅣを柱として、第8期計画の素案を作成することとした（現時点での記載内容の「予定」であることに留意）。

次に、具体的にⅠからⅣについて、説明する。まず、Ⅰの「介護予防・健康づくりの施策の充実・推進のための取組」。こちらでは、介護予防・健康づくり施策の充実・推進のための取組として、主に地域支援事業（総合事業及び包括的支援事業・任意事業）の効果的な実施について記載する。内容としてはまず、介護予防給付、介護予防・生活支援サービスの方向性について。こちらは予防給付、介護予防・生活支援サービスの現状と課題、今後の方向性についての考え方を示す。次に、一般介護予防事業の推進。こちらは一般介護予防事業の推進に関し、住民主体の「通いの場」の充実のための施策、専門職の関与や他の事業との連携等の8期計画期間における方向性についての考え方を示す。続いて、一人暮らし高齢者等のみまもり体制の強化。こちらは一人暮らし高齢者等のみまもりに係る事業の重要性に鑑み、高齢者のみまもり体制に関する事業の強化について、関係部署とも連携の上で、8期計画期間における方向性を提示する。

2つ目の柱としては、Ⅱの「要介護状態や認知症になっても、自分らしい暮らしを続けるための取組」。ここでは、8期計画期間中の重度化防止のための取組の方向性、介護サービスの今後の方向性、家族介護者支援のための取組、認知症施策の推進等について記載する。内容としてはまず、介護サービス（在宅サービス、居住系サービス）の方向性。こちらは、本市の介護給付の特徴を踏まえた今後の介護事業の見込みと支援の方向性を検討する。また、重度化防止と在宅での生活の継続という観点から、地域密着型サービスの整備の方向性を示し、生活面に困難を抱える高齢者に対する生活の支援の一体的実施という観点から、庁内関係部署や都との連携等を図りつつ、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の現状等について示す。続いて、家族介護者の支援のための取組。こちらは、在宅介護実態調査を通じた家族介護者の現状等を踏まえ、介護サービスにおけるレスパイト・ケアとしてのサービス（デイサービス・ショートステイ）、介護サービス外の宿泊サービス等の現状、地域支援事業における家族介護者の支援のための取組等についての方向性を示す。続いて、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進。こちらは、認知症施策推進大綱における具体的な施策の5つの柱を踏まえ、認知症を予防しつつ、認知症になっても

住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けるための施策展開、普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び通いの場の充実等について示す。

次に、3つ目の柱としては、Ⅲの「共に参加し、共に支える、地域ぐるみの体制作りのための取組」。こちらは、第7期までに深化・推進した地域包括ケアシステムを継続的に発展させ、地域共生社会の概念を踏まえた地域作り、包括的支援体制の整備に係る高齢・介護分野における考え方、方向性について記載する。内容としては、まず、「地域包括支援センターの課題と今後のあり方」。ここでは包括の現状や課題等を整理し、将来にわたり各センターにおけるサービスの平準化が維持され、高度化する高齢者をめぐる課題に対応できる体制を構築するための包括のあり方についての考え方を示す。続いて、「在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築・推進」。こちらは高齢者アンケートの結果等を踏まえ、第7期計画期間中における在宅医療・介護連携推進事業の振り返りと8期における方向性について提示する。次に、「地域のつながりづくりへの取組と地域共生社会に向けた取組」。こちらは地域の自主グループの立ち上げ支援や各グループへの専門職の派遣等の取組、就労的活動やボランティアなど高齢者の社会参加の促進、各団体との連携、生活支援体制の整備等に係る今後の方向性を示す。また、地域ケア会議の活動を通じた地域課題の把握、社会資源の活用及び多職種連携の発展と、地域共生社会の概念を踏まえた高齢・介護分野における現時点での考え方を示す。

最後に4点目の柱、Ⅳ「持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための取組」。ここでは、8期計画期間における介護サービスの基盤を支える介護人材の確保、介護従事者のスキルアップ及び業務効率化の取組、介護給付適正化の取組等を通じて、2025年、2040年と将来に向かって持続可能な介護保険サービスの提供体制を構築していくための取組について記載する。内容としては、まず「サービスの質の向上と給付適正化に向けた取組」。ここでは、サービスの質の向上のための取組（指定・指導事務、実地指導、運営推進会議）、給付適正化の取組等についての方向性を示す。次に「介護人材の確保・事業の効率化に向けた取組」。こちらは介護サービス提供事業者を対象にしたアンケートの回答等から介護人材の現状等を把握し、8期計画期間における介護人材（介護職員及び介護分野で働く専門職を含む）確保のための施策の展開、介護ロボットやICTの活用、文書負担軽減等による業務の効率化等の方向性を示す。次に、「要介護（要支援）認定実施体制の計画的な整備に向けた取組」。ここでは、2025年、2040年に向け増加する見込みの要介護（要支援）認定事務（認定申請の受付、認定調査、認定審査会等）の実施体制の

計画的整備の方向性を示す。最後に、「災害・感染症対策に係る体制の整備」。こちらは、近年の災害発生の状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた災害・感染症対策の重要性と、そのための連携体制等について考え方を示す。

骨子案の内容としては以上である。細かい内容については今後、素案作成の作業の中で詰めていくところであり、今回示した部分と異なっていく場合もあるが、大まかな内容としてはこの骨子案に基づき計画を策定していくことになる。今後のスケジュールについては、資料3-2のとおりである。まず、8月、今回の協議会において事業者アンケートの実施報告、計画の骨子の提示を行ったところである。続いて、市において引き続き第7期の計画の振り返り、課題の抽出、記載内容の検討として、国の基本指針との照合、課題の検討、数値目標等の検討を行い、計画素案の作成作業を進める。素案については11月実施予定の第8回協議会で提示し、素案に対する意見等を聴取する一定の期間を設け、委員の皆様から意見を聴取する。併せて、市民説明会やパブリックコメント等を実施し、市民の意見等を聴取する。1月に第9回の協議会を予定しており、パブリックコメント等の内容を踏まえた計画の最終案を提示し、委員の承認を受け、令和3年第1回市議会定例会に計画案を行政報告する予定である。保険料の推計については、高齢者の人口推計や要介護者の推計を開始し、サービスの見込み量を推計。3月末に計画を策定する。

【会 長】 この件について、質問、意見等はあるか。

【委 員】 新型コロナの影響による社会情勢の変化等により目標数値の下方修正を検討しなければいけない場合があることを、計画に記載したらどうか。

【事務局】 ご意見として承った。検討する。

【会 長】 ほかにないようであれば、次の議題に移る。

議題4 地域包括支援センターの今後のあり方について⑤

【会 長】 議題4について、事務局より説明がある。

【事務局】 議題4「地域包括支援センターの今後のあり方について⑤」である。配布資料は、資料4-1が2月13日第6回協議会で配付したのと同じ資料、現状と課題をまとめた案であり、資料4-2が当日の会議録における議論の抜粋（要約筆記）である。5月の協議会がコロナの影響で中止となり、2月の協議会から半年経過していることから、改めて資料等を用意した。包括のあり方、方向性の問題は、6期、7期より引き続いて、継続的な課題として議論を進めてきたものである。

本題に入る前に、今回、議題3で示した骨子案とも関係するところであるが、高齢・介

護分野における「地域包括ケアシステム」と包括との関係、及び今般国より示された「地域共生社会」の概念について確認しておきたい。高齢・介護分野においては以前より2025年を見据えて地域包括ケアシステムの整備が求められており、これまでも包括は地域包括ケアシステムの拠点としての役割を担ってきたところである。そして、こうした包括に求められる機能や役割、位置づけについては、第8期計画期間においても変わらないという点に留意いただきたい。「地域共生社会」は、高齢・介護という分野の枠、「支える側」「支えられる側」という関係の枠組みを超え、より大きなネットワークの構築を包含した概念であり、2040年を見据えた地域福祉の理想像として示されているものである。高齢・介護分野としては、まずは2025年を見据えて地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指していくこととなり、包括もそのための拠点としての機能を引き続き果たしていくことになるが、このようにして構築されたシステムが、長期的には「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となりうるという視点から、引き続き包括の機能強化に努めていくところである。以上を踏まえ、包括に関するこれまでの議論について、担当から説明する。

【事務局】 それでは、資料4-1、4-2に沿って説明する。《以下、資料4-1及び資料4-2の内容と同様のため、説明を省略》

【会 長】 これに関し、意見、質問等はあるか。

【委 員】 社会福祉協議会（以下「社協」という）の委員として一言申し上げたい。市の包括のパンフレットの中に「地域づくりの支援」が包括の仕事の一つとして挙げられている。社協の事業においても包括の皆さんと連携して活動している。そういう意味では、社協との連携というのを、どこかに入れていただけるとありがたい。

【事務局】 意見として承る。冒頭で触れた地域共生社会においても、社協を含む様々な機関、地域資源との連携による地域のネットワーク作りが重要となってくる。

【会 長】 ほかになければ、次の議題に移る。

議題5 地域密着型サービスの整備等について（報告）

【会 長】 議題5について、事務局から説明がある。

【事務局】 資料5にそって、地域密着型サービスの整備等について報告する。資料の表は、第7期計画の35ページの図表（平成29年10月1時点の整備数）に令和3年3月の時点の整備数の予定を加えたものである。①定期巡回・随時対応型訪問介護看護と②認知症対応型通所介護については、整備数は変わっていない。③地域密着型通所介護（定員

18人以下の小規模のデイサービス)は、資料のとおり事業所数は23から21に減少したが、定員数は243から254へ増えており、圏域間のばらつきも多少改善された。地域密着型通所介護の整備については年2回の協議や審査を行うとされているが、そのほかのサービスについては公募により整備を行っている。平成31年4月に認知症高齢者グループホームの運営事業所の公募を行い、6月に選定事業者が決定、8月の第4回協議会で選定業者が株式会社大起エンゼルヘルプに決定したことを報告しているが、これについては、小規模多機能型居宅介護が併設されており、3ユニットの27人定員で開設を目指している。令和3年3月に開所の予定で、7月末で建物が完成したとの報告を受けた。また、市が建物所有者から建物を借り上げ、社会福祉法人が運営しているグループホームが市内に3か所あり、市と所有者間の20年間の借上げ契約が令和3年度中に終了する。この間、市と建物の所有者、社会福祉法人との間で借上げの契約終了後のことについて話し合いを持ってきたが、グループホームたきやまとグループホーム白山(共に1ユニット9人定員)の2か所は令和3年6月の契約終了をもって閉所する予定となっている。以上、報告する。

【会 長】 これに関して質問等はないか。ないようならば、次の議題へ移る。

議題6 高齢者福祉・介護保険分野における新型コロナウイルス感染症に対する対応等について(報告)

【会 長】 議題6、高齢者福祉・介護保険分野における新型コロナウイルス感染症に対する対応等について、事務局より説明がある。

【事務局】 資料6、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という)に係る対応等について。本市の対応を中心に説明する。まず、①の要介護認定に係る対応。令和2年2月、厚生労働省より、介護保険施設や病院で入所者との面会ができない場合には認定調査が困難であるため、そのような場合は更新申請に係る認定有効期間を12か月までの範囲内で延長できるという取扱いが示された。これに加え4月には、在宅の方についても感染症拡大防止を図る観点から面会が困難な場合は、同様の範囲内で延長できるという取扱いが示された。これらを受け本市では6か月の延長対応を可能とし、本人、御家族等の希望を確認の上、延長対応の取扱いを開始した。現在のところ、400名を少し超える延長希望者がいる。加えて、7月には東京都からこれまでの対応の再延長の可否について、厚生労働省担当者への確認の結果の報告があった。この確認において、今まで12か月の延長の対応可能に加え、さらに再延長することも可能であるという回答があった。本市ではま

だ再延長の期間に達している方はいないが、今後の対応について協議をしているところである。

【事務局】 続いて、②の介護保険料の減免について説明する。コロナの影響による収入の減少等により保険料の納付が困難になった第1号被保険者に対し、介護保険料の減免を行った市町村に対する財政支援の基準等が国より示されたことを受け、要綱等の整備を行い、令和2年6月15日号の広報「ひがしくるめ」に減免実施の記事を掲載し、6月中旬頃より保険料の減免申請の受け付けを開始した。コロナの影響により、令和2年度中の事業収入等が令和元年の同事業収入額の10分の3以上減額になる方が主な対象者である。減免の受け付けは令和3年3月31日まで実施する予定。なお、令和2年8月3日時点での減免を適用した被保険者数は23名となっている。

【事務局】 ③の衛生品等の配布について説明する。まず、紙のマスクについては、市の防災備蓄品、都の緊急対応策、都に対する民間団体等からの寄附等で、合計12万9,500枚を市内の指定を受けている介護事業所に配布をしている。布マスクについては、国の一括購入品で国から直接事業所に納品されている。また、手指消毒用のエタノールについては、1つは国の優先供給ということで、国がエタノールを確保し、各事業所が必要に応じて事業所の判断で購入するものがあるが、それに加え、コロナ緊急対応特別交付金を利用して、市の支援策として、合計で300リットルの消毒用エタノールを、指定を受けている介護事業所に配布した。これからの予定として、都からは介護用エプロン、介護用の手袋、ゴーグルについて、指定を受けている介護事業所のほか、サ高住・住宅型有料老人ホーム等も含め配布を行うとのことで、8月末、10月末の納品予定とのこと。

【事務局】 次に④新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について。国が行うコロナ対応地方創生臨時交付金を活用した事業に係る補正予算が令和2年第1回市議会臨時会で原案可決された。事業の開始時期や具体的なスキーム等の詳細は現在調整中であるが、介護福祉課では次の4事業を実施する予定である。まず、1つ目はフェイスシールドの購入。こちらは、介護予防教室の参加者及び従事者が使用するフェイスシールドを購入する。2つ目、フレイル予防体操動画の作成事業。こちらは、感染症の影響で外出の機会が減少することによりフレイルが進行することを予防するため、フレイル予防に資する体操の動画を作成し、市のホームページに掲載する事業。3つ目、コロナ対応従事者応援金。これは重症化リスクの高い利用者と接触しながら、強い使命感を持って継続的にサービスを提供している介護従事者に対し応援金を支給するもの。4つ目、コロナ対応

事業者支援金。これは感染症対応のため通常のサービス提供では想定されない経費が掛かることを踏まえ、事業所・施設等に支援金を支給するものである。

【事務局】 続いて、⑤で介護福祉課主催イベント等の対応について。2月よりイベント等を中止する措置をとっている。例えば3月に市民向けの認知症の講演会や認知症家族会を公募、周知していたが、中止している。最後に、⑥のその他であるが、国及び都からの通知、情報提供を随時、介護サービス事業所等へメール、ファクス、ホームページ等で周知している。また、窓口の混雑を防止するため介護認定の更新申請の案内通知に返信用の封筒を同封し、郵送による申請を奨励している。説明は以上である。

【会 長】 これについて質問等はあるか。

【委 員】 補正予算の金額を教えてください。

【事務局】 フェイスシールドの購入には、7万9,000円。フレイル予防対策の動画作成には65万円。従事者応援金は3,500万円。事業者支援金は、1,370万円となっている。

【会 長】 ほかにあるか。

【委 員】 市のコロナ対応を所管する健康課長として申し上げる。感染者はじわじわ増加しているが、本市では現在までクラスター発生は報告されておらず、介護従事者の皆様の感染防止の努力の賜物と考えている。まず、その点について、感謝を申し上げたい。とはいえ、感染経路不明も増加しており、どこからでもウイルスが入ってきてしまう恐れはあるので、もし感染者が出たときは、介護の事業者においては担当部署の介護福祉課に連絡を取ること、これが保健所の追跡調査等につながっていくので、これからもお願いしたい。その上で一点、コロナかどうかにかかわらず、スタッフ等が発熱した場合に、事業所では復帰するために職員に陰性の証明のようなものを求めているかを確認したい。

【委 員】 当法人では37度以上の発熱のある職員は休んでもらい、病院へかかるようにしている。医師から様子を見るよういわれた場合は、熱が下がるまで休むこととしている。家族が37度以上の場合は家族の診察をお願いし本人は出勤、マスクをして通常の業務可としているが、報告等は必ず行うこととしている。管理職以上の職員については全職員の日々の状態を確認できるシステムになっており、情報共有している。

【委 員】 当法人では、例えば保育園とか幼稚園が閉鎖した場合、幼稚園のほうから必然的に証明を書いてもらう。学校の場合、閉鎖しないで熱が出て休む場合は14日間の出勤停止、必ず毎日健康チェックの電話を入れることというのを義務付けている。有給休暇

ではなく特別休暇としている。

(4) その他

【会 長】 本日の議題は以上だが、その他に委員または事務局から報告等はあるか。

【事務局】 お手元に配布した資料の介護の入門研修について案内したい。事業のチラシと「入門的研修と各種研修等との関係」のレジュメを参照。こちらは昨年度から開始した事業だが、昨年度の参加事業所から、昨年実施の市独自の研修では修了者は「支え合い訪問介護」には従事できるが、それ以外のサービスには従事できず、採用に至るハードルが高いとの意見があり、介護初任者研修等への科目免除等にもつながることも考慮して、今年度からは研修の内容を厚生労働省で定める介護に関する入門的研修（21時間の研修）に変更して実施する。現在、8月1日から広報、周知している。

(5) 閉会

【会 長】 他にないようなので、第7回協議会を終了する。最後、事務局から次回のことについて。

【事務局】 次回、第8回の協議会は11月の開催を予定している。

閉会時刻20時30分